

# 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習ご案内

青森労働局長登録教習機関(登録番号・第36号)

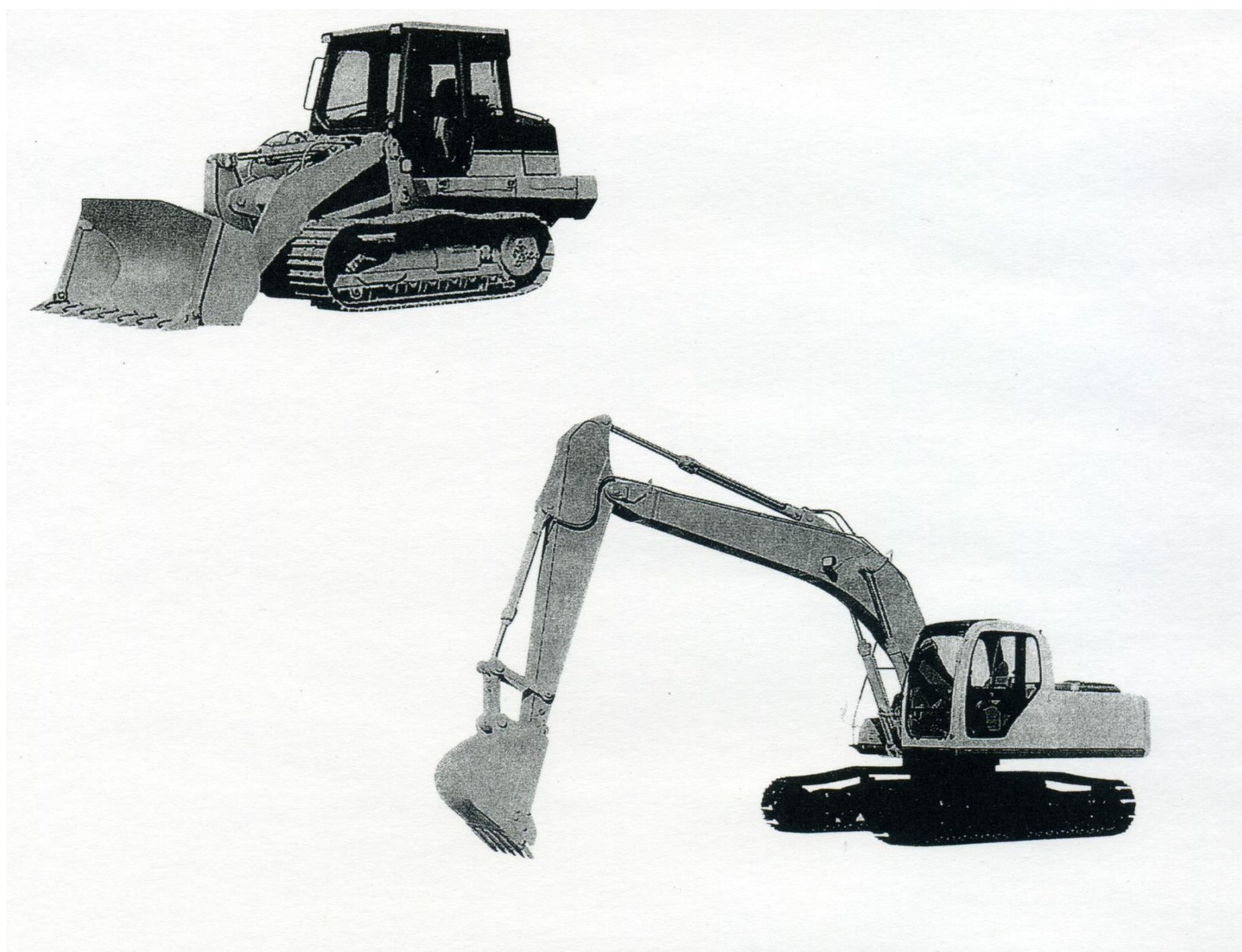
建設業労働災害防止協会 青森県支部

(略称: 建災防)

労働安全衛生法第61条(就業制限)の規定により、機体重量3t以上の建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者でなければ運転の業務に就くことができないことになっております。

当支部は、青森労働局長登録教習機関として、この技能講習を実施することになりましたので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。

※上記講習の修了証を既已取得されているのに再び受講される方がおりますので、今一度、受講の有無についての確認をした上で、お申込み下さいますようお願いいたします。



## 1. 対象機種

### (1) 整地・運搬・積込み用機械

- ①ブル・ドーザー      ②モーター・グレーダー      ③トラクター・ショベル  
④ずり積機      ⑤スクレーパー      ⑥スクレープ・ドーザー

### (2) 掘削用機械

- ①パワー・ショベル      ②ドラグ・ショベル      ③ドラグライン  
④クラムシェル      ⑤バケット掘削機      ⑥トレンチャー

## 2. 講習科目及び時間

### (1) 学科講習

- ① 走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識（4時間）  
② 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識（5時間）  
③ 運転に必要な一般的事項に関する知識（3時間）  
④ 関係法令（1時間）

### (2) 実技講習

- ① 走行の操作（20時間）  
② 作業のための装置の操作（5時間）

## 3. 講習科目の受講一部免除

- (1) 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系若しくは、ショベル系建設機械操作施工法を選択しなかったもの又は二級の技術検定で第4種から第6種までの種別に合格した者。
- (2) 大型特殊自動車免許を有する者。
- (3) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、機体重量3t以上若しくは3t未満の（令別表第七 第1号・整地・運搬・積込み用機械、第2号・掘削用機械、第6号・解体用機械）に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務、又は最大積載量が1t以上若しくは1t未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に、3ヵ月以上従事した経験を有する者
- (4) 不整地運搬車運転技能講習を修了（修了証取得）した者。
- (5) 機体重量が3t以上若しくは3t未満の（令別表第七 第1号・整地・運搬・積込み用機械、第2号・掘削用機械、第6号・解体用機械）に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務、又は最大積載量が1t以上若しくは1t未満の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務に、6ヵ月以上従事した経験を有する者。

## 4. 受講料

区 分	受講科目 時 間	計	内 訳			
			受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	修了証 送付料	
一 部 免 除	(1) 建設機械施工技術検定	学科② 5時間 実技② 5時間	会 員 38,712円 非会員 39,042円	37,000円		
	(2) 大型特殊自動車免許を有する者					
	(3) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有し、かつ、3t未満の車両系建設機械（整地等）の業務若しくは、車両系建設機械（解体用）の運転業務又は、1t未満の不整地運搬車の運転業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者	学科②③④ 9時間 実技② 5時間	会 員 41,712円 非会員 42,042円	40,000円	会 員 1,320円 非会員 1,650円	392円
	(4) 不整地運搬車修了者					
	(5) 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転業務又は、不整地運搬車の運転業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者	学科①②③④ 13時間 実技② 5時間				

## 5. 修了試験

【学科】講習2日目の講義終了後、1時間の筆記試験を行います。

【実技】基本操作・定められた方法による基本施工及び応用施工等

## 6. 修了証

所定の科目を受講し、学科・実技双方の修了試験合格者には、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証」を交付いたします。

## 7. 講習日時及び会場

【学科】日時：平成 年 月 日 ～ 日 午前9時00分～

会場：

【実技】日時：平成 年 月 日 午前8時30分～

会場：建災防青森県支部 実技教習所

十和田市大字伝法寺字大窪2-38（大窪企業団地内）

TEL 0176-28-3130

## 8. 申込方法及び提出書類

- (1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。）
- (2) 写真1枚（胸上タテ3.6cm×ヨコ2.4cm、1年以内に撮影し無帽・無背景のもの。）
- (3) 受講料（前納制です。実施分会へ直接持参、又は現金書留により納付して下さい。）
- (4) 受講一部免除を受けようとする者は、有資格証の写しを添付すること。

## 9. 受講定員及び締切り

1回あたりの受講定員は32名以内とし、講習開始の7日前までにお申込み下さい。また、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承下さい。

（※開催地の各分会によっては、受付方法が異なる場合もありますのでご確認下さい。）

※受講定員に満たない場合は、受講を延期又は中止することもありますのでご理解下さい。

## 10. その他

- (1) 電話による申込み予約等を行っておりませんのでご容赦下さい。
- (2) 受講当日は、必ず筆記用具を持参すること。
- (3) 開講1週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。
- (4) 受講申込書は、支部及び各地区の分会又は当支部ホームページにて入手できます。  
建災防 青森県支部 (<http://www.aokenkyo.or.jp/kensaibou/>)
- (5) 講習の日時及び会場については、お間違いのないようご注意下さい。
- (6) 受講当日は、時間厳守といたします。  
※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中での居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了試験を受験できない場合もあり得るので予めご承知下さい。
- (7) 実技講習においては、安全帽、作業服、安全靴（長靴可）を各自準備すること。  
（安全帽については、現地に備えてあります。）
- (8) 講習会場によっては、駐車場に車を止めることができない場合もあります。

## 11. お問い合わせ・申込先

### ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部

〒030-0803 青森市安方二丁目 9-13 青森県建設会館 1F  
TEL 017-773-6200 FAX 017-773-6201

### ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 東青分会

〒030-0803 青森市安方二丁目 9-13 青森県建設会館 2F  
TEL 017-722-5127 FAX 017-775-2147

### ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 西地方分会

〒038-2761 西津軽郡鰺ヶ沢町舞戸町字鳴戸 384-35 西建設会館内  
TEL 0173-72-3037 FAX 0173-72-5080

### ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 中弘分会

〒036-8344 弘前市長坂町 14-1 中弘南黒建設会館内  
TEL 0172-35-6363 FAX 0172-35-6368

### ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 南黒分会

〒036-0331 黒石市八甲 69-17 黒石建設会館内  
TEL 0172-52-3417 FAX 0172-53-1268

### ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 北五分会

〒037-0035 五所川原市湊字千鳥 97 北五建設会館内  
TEL 0173-35-2438 FAX 0173-34-5339

### ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 上北分会

〒034-0081 十和田市西十三番町 4-10 建設会館 2F  
TEL 0176-23-6141 FAX 0176-20-1174

### ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 下北分会

〒035-0073 むつ市中央二丁目 3-45 下北建設センター内  
TEL 0175-24-1016 FAX 0175-24-1688

### ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部 三八分会

〒031-0073 八戸市売市字観音下 28-5 八戸建設会館内  
TEL 0178-22-0755 FAX 0178-22-0160